

定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	スーパー定期 [単利型]
販売対象	・法人、個人
期間	・定型方式---1 カ月、2 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式---1 カ月超 5 年未満 ・定型方式の場合は預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入です ・店頭受入金額 1,000 円以上です ・1 円単位です
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	・固定金利です ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間 2 年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	・個人の利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります(非課税法人は除きます)
手数料
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・個人の場合はマル優の取扱いができます
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預-10